

小規模企業共済制度の改正について

小規模企業共済制度は、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の個人事業主及び会社の役員が事業を廃止したり、退職した場合に、いわば「経営者の退職金」としてあらかじめ積み立てておく共済制度です。掛金月額は1,000円から70,000円の範囲で自由に選択でき、掛金全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できるため、所得税の節税対策として有効な制度です。このたび、平成23年1月1日より改正され、事業主だけでなく「共同経営者」も加入することができるようになりました。

①共同経営者の加入が可能

個人事業主の配偶者や後継者など、事業主と一体となって経営を行っている者が「共同経営者」として、新たに加入できるようになりました。ただし、加入できる共同経営者は事業主につき2名までとなります。

②加入要件の見直し

小規模企業共済と中小企業退職金共済（中退共）の重複加入はできないこととなりました。

③法人成りに係る共済事由の見直し

個人事業の法人成りが「共済金A」から「準共済金又は解約手当金」に変更になりました。

④掛金納付月数の通算の対象拡大

配偶者又は子に個人事業の全部を譲渡した場合に、契約者自身による掛金納付月数の通算が可能となりました。

⑤事業承継貸付けの創設（平成23年4月より）

事業承継の際に必要な資金について、掛金の範囲内で「事業承継貸付け」が受けられるようになりました。

すでに契約されている方で共同経営者も加入させたい、節税対策として新たに加入したいなど、ご質問等ございましたら当社までお気軽にご相談ください。